

# 志學館大学学則

## 目 次

- 第1章 総 則 (第1条・第2条)
- 第2章 組織、収容定員及び修業年限 (第3条・第4条)
- 第3章 学年、学期及び休業日 (第5条―第8条)
- 第4章 教職員組織 (第9条―第12条)
- 第5章 大学運営会議及び教授会 (第13条―第19条)
- 第6章 教育課程及び履修等 (第20条―第26条の2)
- 第7章 他の大学等における授業科目の履修等 (第27条―第29条)
- 第8章 教育職員免許状 (第30条)
- 第9章 入学、休学、復学、留学、退学、再入学、転学部、転学科、編入学、転入学、転学及び除籍 (第31条―第47条)
- 第10章 卒業及び学位の授与 (第48条―第50条)
- 第11章 学 費 (第51条―第53条)
- 第12章 賞 罰 (第54条―第57条)
- 第13章 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生 (第58条―第61条)
- 第14章 附属施設及び公開講座 (第62条・第63条)
- 第15章 学生寮及び厚生施設 (第64条・第65条)
- 第16章 雑 則 (第66条)

# 志 學 館 大 学 学 則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、学園の伝統を継承して、誠実な人から、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を併せもつ有為な人間を育成し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、教育研究の改善に努める。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果に加え、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき、本学の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（次項について「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な公開)

第2条の2 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

## 第2章 学部、学科、入学定員、収容定員、目的及び修業年限

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第3条 本学に設置する学部、学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
人間関係学部	心理臨床学科	120	3	486
	人間文化学科	50	2	204
法 学 部	法 律 学 科	70	3	286
	法ビジネス学科	60	2	244
合 計		300	10	1,220

(人間関係学部の目的)

第3条の2 人間関係学部は、人間について心の側面と文化・社会の側面から実践的・臨床的に教授研究し、現代社会の要請にこたえることを目的とする。

(心理臨床学科の目的)

第3条の3 心理臨床学科は、心理学の基礎的・専門的知識と実践的な技法を教授し、社会の様々な分野で幅広く活躍できる人間の育成を目的とする。

(人間文化学科の目的)

第3条の4 人間文化学科は、言語や文化について基礎的・専門的知識及び技能を教授し、社会の様々な分野で幅広く活躍できる人間の育成を目的とする。

(法学部の目的)

第3条の5 法学部は、法学及び関連分野に関する専門の学芸を教授研究し、社会生活に即応できる法的思考力と法的実践力を備えた人間を育成し、もって社会の充実発展に寄与することを目的とする。

(法律学科の目的)

第3条の6 法律学科は、現代社会に必要とされる法的思考力及び法的実践力を身につけ、法曹や行政職等で活躍できる人間の育成を目的とする。

(法ビジネス学科の目的)

第3条の7 法ビジネス学科は、現代社会に必要とされる法的思考力及び法的実践力や法令順守の意識を身につけ、企業や地域で活躍できる人間の育成を目的とする。

(大学院)

第3条の8 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、別に定める。

(修業年限及び最長在学期間)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は8年を超えることはできない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 春季休業 3月19日から4月2日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月28日まで

(6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があれば、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 教育上必要がある場合は、第1項の規定にかかわらず、休業日であっても、授業を行うことがある。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

#### 第4章 教職員組織

(教職員組織)

第9条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

(学 長)

第10条 学長は、校務を掌り所属職員を統督する。

(副学長)

第10条の2 副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けてその職務を分掌する。

(学部長)

第11条 各学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は学長を補佐し、学長の命を受けて当該学部の専属事項を掌理するとともに、所属職員を指導監督する。

(名誉教授)

第12条 本学に、学長又は教授として勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対して、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 大学運営会議及び教授会

(運営会議)

第13条 本学に大学運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(運営会議の組織)

第14条 運営会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 研究科長
- (5) 図書館長
- (6) 各学長補佐
- (7) 事務局長

(8) その他学長が必要と認めた者

(運営会議の審議事項)

第 15 条 運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 教育・研究の基本方針に関する事項
- (2) 学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 学部・学科等の設置及び改廃に関する事項
- (4) 教員その他重要な人事の方針に関する事項
- (5) 学生定員に関する事項
- (6) 学生の褒賞に関する事項
- (7) 学生の厚生補導等に関する重要事項
- (8) 入学試験その他学務に関する重要事項
- (9) 学部その他の機関との連絡調整に関する事項
- (10) 予算に関する事項
- (11) 学生募集及び広報に関する重要事項
- (12) その他、大学の運営に関する重要事項及び学長の諮問する事項

(教授会)

第 16 条 各学部に、それぞれの教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の組織)

第 17 条 教授会は、当該学部の専任教授をもって組織する。ただし、学部長が必要と認められた場合は、当該学部の専任の准教授、講師及び助教その他の職員を出席させることができる。

2 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故のあるときは、学部長の指名した者が議長となる。

(合同教授会)

第 18 条 学長は、全学に共通する事項について審議又は報告する必要がある場合は、合同教授会を開催することができる。

2 合同教授会は、専任教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の准教授、講師及び助教その他の職員を出席させることができる。

3 合同教授会は、学長が招集し、その議長となる。

(その他)

第 19 条 本章に定めるもののほか、運営会議、教授会及び合同教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 6 章 教育課程及び履修等

(教育課程)

第 20 条 本学の教育課程の授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

2 共通教育科目は、基礎科目、教養科目、キャリア形成科目及び外国語科目で編成する。

3 第 1 項の授業科目のほか、本学の教育目標を達成するため、教職専門科目、日本語教

員養成副専攻課程科目及び特別講座科目を設ける。

4 前3項に定める各科目の授業科目名及び単位数並びに履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

5 外国人留学生の教育について必要のあるときは、日本語に関する科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

(授業の方法)

第20条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修方法)

第21条 学生は、前条に定める教育課程に従い、各年次に配当された授業科目を履修するものとする。

(履修科目の登録の制限)

第21条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、別に定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、別に定めるところにより、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第21条の3 学生は、各学部の定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(単位の認定)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 学費を納めない者は、前項の単位の認定を保留する。

(単位計算の基準)

第23条 各授業科目は、1単位につき45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることを標準とし、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習のうち、教育上特に必要のあるものについては、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、博物館実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 特殊研究(卒業論文等)については、単位数を定め、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(試験)

第24条 試験は、授業科目試験及び特殊研究試験とする。

- 2 試験は、筆答、論文、口述及び実技等の方法により行う。
- 3 試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評語をもって表示し、秀、優、良、可を合格とする。

(授業科目試験)

第 25 条 授業科目試験は、学期末に行う。

- 2 授業科目担当者は、必要に応じて試験を行うことができる。

(特殊研究試験)

第 26 条 特殊研究試験は、卒業年次に行う。

- 2 特殊研究試験を受けようとする者は、あらかじめ指導教員を定め、その指導教員の承認を得て、所定の期日までに特殊研究の題目を提出しなければならない。
- 3 特殊研究の成果は、卒業年度の所定の期日までに提出しなければならない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 26 条の 2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

## 第 7 章 他の大学等における授業科目の履修等

(他の大学等における授業科目の履修)

第 27 条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学と他の大学又は短期大学等（外国の大学及び短期大学等を含む。）との協定に基づき、本学学生に当該他の大学等の授業科目を履修させ、当該他の大学又は短期大学等における学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 4 前 3 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 5 他の大学等における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 28 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学及び短期大学を含む。)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転

入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 27 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 28 条の 2 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第 4 条に規定する 4 年の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある(以下当該学生を「長期履修学生」という)。

2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等の学生による授業科目の履修)

第 29 条 削除

## 第 8 章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第 30 条 本学において取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

学 部	学 科	取得できる教育職員免許状
人間関係学部	心理臨床学科	高等学校教諭 1 種免許状(公民)
	人間文化学科	中学校教諭 1 種免許状(国語) 高等学校教諭 1 種免許状(国語) 中学校教諭 1 種免許状(英語) 高等学校教諭 1 種免許状(英語) 中学校教諭 1 種免許状(社会) 高等学校教諭 1 種免許状(地理歴史)
法 学 部	法 律 学 科	中学校教諭 1 種免許状(社会) 高等学校教諭 1 種免許状(公民)

2 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に基づく科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

## 第 9 章 入学、休学、復学、留学、退学、再入学、転学部、転学科、 編入学、転入学、転学及び除籍

(入学の時期)

第 31 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 32 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学志願手続)

第 33 条 本学に入学を志願する者は、所定の入学願書に検定料 30,000 円を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

- 2 出願手続については、その都度公示する。
- 3 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料については、別に定める。

(選考)

第 34 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 35 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の誓約書及び在学保証書を提出するとともに、所定の入学金等を納入しなければならない。

- 2 保証人は学生の保護者(保護者がいない場合はこれに準ずる者)とし、当該学生の在学中の一切の責任を負うものとする。
- 3 学長は、第 1 項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(休学)

第 36 条 病気その他止むを得ない事由により、3 か月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は詳細な理由書を添えなければならない。

- 2 休学の期間は、当該学期の終期までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、許可を得て、さらに休学することができる。ただし、連続する休学の期間は 2 年を超えることができない。

- 4 休学期間は、在学中を通じて、4年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第4条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第37条 前条の規定により休学した者が休学期間中にその理由が消滅したときは、保証人連署のうえ願い出て、許可を得て復学することができる。この場合において、病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(留学)

第38条 本学と協定を締結した外国の大学又は短期大学に留学することを希望する者があるときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 前項の規定による留学の期間は、2年以内とし、留学した期間は、修業年限に算入することができる。

(退学)

第39条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ願い出て、許可を得なければならない。

2 本学に2年以上在学し、62単位以上を修得して退学する者に対しては、「第二年次修了証書」を退学時に授与することができる。

(再入学)

第40条 前条第1項の規定により退学を許可された者で、再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、再入学を許可することができる。

2 第47条第1項第3号により除籍された日から1ヶ月を超えた後、再入学を志願する者があるときは、再入学を許可することができる。

(転学部、転学科)

第41条 学生が転学部、転学科を志願したときは、選考の上、これを許可することができる。

(編入学)

第42条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当する年次に編入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- (4) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

(転入学)

第43条 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、転入学を許可することができる。

(その他)

第44条 再入学、転学部、転学科、編入学、転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の在学期間の認定)

第 45 条 第 40 条、第 42 条及び第 43 条の規定により入学を許可された者については、元の大学等における在学期間及び修得単位数の全部又は一部を、本学の修業年限及び修得単位数に算入することができる。

(転 学)

第 46 条 本学から他の大学に転出しようとする者は、その事由を付して願い出て、許可を得なければならない。

(除 籍)

第 47 条 次の各号の一に該当する者は、学長は、これを除籍するものとする。

- (1) 第 4 条に定める在学期間を超えた者
- (2) 休学期間を超えて、なお復学できない者
- (3) 正当な事由なく学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 死亡した者

2 前項第 3 号に該当して除籍された者が復籍を希望するときは、除籍された日から 1 ヶ月以内に限りこれを認める。

## 第 10 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 48 条 本学に 4 年以上在学し、別に定める履修方法により 124 単位以上を修得した者を卒業と認め、卒業証書を授与する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 20 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

(卒 業)

第 49 条 前条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学 位)

第 50 条 本学の学部を卒業並びに大学院を修了した者には、学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 学 費

(学 費)

第 51 条 本学が徴収する学費は、次のとおりとする。

- (1) 授 業 料 年額 600,000 円
- (2) 教育充実費 年額 265,000 円

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条に規定する 4 年の修業年限を超えて在籍する者（第 28 条の 2 に規定する長期履修学生を除く。）のうち、学年の始めにおいて、卒業に必要な単位数のうち未修得単位数が 10 単位以内の者が 10 単位まで履修登録する場合の学費は、次のとおりとする。ただし、定められた期日までに履修登録が完了しない者については、前項の学費を適用する。

(1) 授業料 1単位 20,000円

(2) 教育充実費 各期 100,000円

- 3 科目等履修生、研究生及び聴講生の学費については、別に定める。
- 4 第1項の学費は、原則として前期及び後期にそれぞれ年額の半分の額を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、第2項の学生にあつては、授業料は1単位あたりの額に各期ごとの登録単位数を乗じた額を、また、教育充実費は各期の額100,000円をそれぞれ所定の期日までに納入しなければならない。
- 5 休学を許可された者の休学期間中の学費については、免除する。
- 6 第38条に基づく留学を許可された者の留学期間中の学費については、2分の1を減額する。
- 7 その他、学費納入に関し必要な事項は、別に定める。

(学費未納者の取扱い)

第51条の2 学長は、学生が学費を指定の期間に納入しない場合は、各種証明書の交付を停止するとともに、単位の認定を保留し、更に督促してもなお納付しないときは、除籍するものとする。

- 2 前項の実施については、別に定める。

(入学金)

第52条 前条に定める学費のほか、入学の際、入学金150,000円を徴収する。

- 2 科目等履修生、研究生及び聴講生の入学金については、別に定める。

(納付金の不返還)

第53条 納入した学費及び入学金は、返還しない。ただし、別に定めのあるものについては、この限りでない。

## 第12章 賞 罰

(褒 賞)

第54条 本学の学生で、特に他の模範となる者に対しては、学長は、運営会議の議を経て、褒賞することができる。

(懲 戒)

第55条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対しては、学長は、教授会の議を経て、退学、停学、又は訓戒の処分を行うことができる。

(退学処分)

第56条 退学の処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(停学期間の不算入)

第57条 停学の期間が3か月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

### 第 1 3 章 科目等履修生、研究生、聴講生、外国人留学生及び特別聴講学生

#### (科目等履修生)

第 58 条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の一部について履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (研究生)

第 59 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の課題について研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (聴講生)

第 60 条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の一部について聴講を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (外国人留学生)

第 61 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (特別聴講学生)

第 61 条の 2 学長は、本学の教育に支障がない場合に限り、他の大学又は短期大学等（外国における大学及び短期大学等を含む。）との協定に基づき、当該他の大学又は短期大学等の学生を、特別聴講学生として、本学の授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 1 4 章 附属施設及び公開講座

#### (図書館)

第 62 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

#### (生涯学習センター)

第 62 条の 2 本学に生涯学習センターを置く。

2 生涯学習センターに関する規程は、別に定める。

#### (心理相談センター)

第 62 条の 3 本学に心理相談センターを置く。

2 心理相談センターに関する規程は、別に定める。

#### (発達支援センター)

第 62 条の 4 本学に発達支援センターを置く。

2 発達支援センターに関する規程は、別に定める。  
(情報基盤センター)

第 62 条の 5 本学に情報基盤センターを置く。

2 情報基盤センターに関する規程は、別に定める。  
(学習支援センター)

第 62 条の 6 本学に学習支援センターを置く。

2 学習支援センターに関する規程は、別に定める。  
(共通教育センター)

第 62 条の 7 本学に共通教育センターを置く。

2 共通教育センターに関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第 63 条 生涯教育及び地域の文化向上に資するため、本学に公開講座を設けることがある。

## 第 15 章 学生寮、厚生施設及びその他の施設

(学生寮)

第 64 条 遠隔の地から入学する者のために、本学に学生寮を設けることがある。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

(厚生施設)

第 65 条 厚生施設として、本学に保健センター及び学生ホールを設ける。

2 保健センター及び学生ホールに関する規程は、別に定める。

(その他の施設)

第 65 条の 2 その他の施設として、本学に進路支援センターを設ける。

2 進路支援センターに関する規程は、別に定める。

## 第 16 章 雑 則

第 66 条 本学則を実施するにあたり、必要な細目は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の別表第 1 から第 4 までに掲げる授業科目について、当該授業科目を履修し、その試験に合格して所定の単位を与えられた者については、当該単位は、改正後の別表第 1 から第 5 までに掲げる相当授業科目について与えられたものとみなす。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。但し、高等学校 1 種免許状（公民）については、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鹿児島女子大学文学部の英文学科は、改正後の学則第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 27 条第 1 項の検定料及び第 42 条第 1 項の学費は、平成 7 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 42 条第 1 項及び第 2 項の学費及び学費の改訂並びに第 43 条第 1 項の入学金は、平成 8 年度入学者から適用する。
- 3 平成 7 年度以前に入学した者の学費は、なお従前の額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 27 条第 1 項の検定料、第 42 条第 1 項の学費及び第 43 条の入学金は、平成 9 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者の第 48 条（卒業の要件）及び第 51 条第 1 項（学費）の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者の、第 3 条第 2 項及び第 20 条第 4 項（教育課程）の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者の第 20 条第 4 項（教育課程）の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部の国文学科、英語英文学科及び人間関係学科は、改正後の学則第 3 条の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 文学部の国文学科、英語英文学科及び人間関係学科に在学する学生が取得できる教育職員免許状は、第 30 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度から平成 19 年度までの収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度
人間関係学部	心理臨床学科	4 8 0	4 8 0	4 8 0
	人間文化学科	3 2 0	3 2 0	3 2 0
法学部	法律学科	7 5 0	7 0 0	6 5 0
合 計		1, 5 5 0	1, 5 0 0	1, 4 5 0

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 51 条の 2 の規定は、平成 18 年 3 月 31 日に第 1 学年及び第 2 学年に在籍する学生にあつては平成 19 年 4 月 1 日から、第 3 学年に在籍する学生にあつては平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 7 月 26 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に在籍する者については、改正後の第 24 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 平成 19 年度編入学者及び 2 年次又は 3 年次転入学者、平成 20 年度編入学者及び 3 年次転入学者については、改正後の第 24 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度から平成 22 年度までの収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人間関係学部	心理臨床学科	480 <sup>人</sup>	480 <sup>人</sup>	480 <sup>人</sup>
	人間文化学科	320 <sup>人</sup>	320 <sup>人</sup>	320 <sup>人</sup>
法学部	法律学科	510 <sup>人</sup>	420 <sup>人</sup>	330 <sup>人</sup>
	法ビジネス学科	90 <sup>人</sup>	180 <sup>人</sup>	270 <sup>人</sup>
合 計		1,400 <sup>人</sup>	1,400 <sup>人</sup>	1,400 <sup>人</sup>

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項並びに第 42 条第 3 号及び第 4 号の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 21 年度から平成 23 年度までの収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人間関係学部	心理臨床学科	483(3) <sup>人</sup>	486(6) <sup>人</sup>	486(6) <sup>人</sup>
	人間文化学科	292(2) <sup>人</sup>	264(4) <sup>人</sup>	234(4) <sup>人</sup>
法学部	法律学科	423(3) <sup>人</sup>	336(6) <sup>人</sup>	246(6) <sup>人</sup>
	法ビジネス学科	160(0) <sup>人</sup>	232(2) <sup>人</sup>	304(4) <sup>人</sup>
合 計		1,358(8) <sup>人</sup>	1,318(18) <sup>人</sup>	1,270(20) <sup>人</sup>

備考 表中 ( ) 書は、3 年次編入学分以内数である。

附 則

この学則は、平成 22 年 5 月 25 日から施行し、第 62 条の 6 の規定については平成 21 年 4 月 1 日から、第 9 条、第 10 条の 2、第 14 条及び第 15 条の規定については平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 51 条第 1 項及び第 52 条の規定は平成 22 年度入学者から、第 62 条の 4 の規定は平成 22 年 10 月 1 日から、第 62 条の 7 の規定は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度から平成 26 年度までの収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人間関係学部	心理臨床学科	486人	486人	486人
	人間文化学科	204人	204人	204人
法学部	法律学科	256人	266人	276人
	法ビジネス学科	274人	264人	254人
合 計		1,220人	1,220人	1,220人

## 学則変更の事由及び変更点

志學館大学

### 1. 学則変更の事由

定員超過の続く法律学科の入学定員を 60 名から 10 名増加させ 70 名に、一方、定員未充足の法ビジネス学科の入学定員を 70 名から 10 名削減させ 60 名とするため。

### 2. 変更点

- ・学則第 3 条の一部改正
- ・附則

改正学則の施行は、平成 24 年 4 月 1 日からとする。

志學館大学学則の一部改正新旧対照表

新					旧				
(学部、学科、入学定員及び収容定員)					(学部、学科、入学定員及び収容定員)				
第3条 本学に設置する学部、学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。					第3条 本学に設置する学部、学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。				
学部	学科	入学定員	3年次編 入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
人間関係 学部	心理臨床学科	120人	3人	486人	人間関係 学部	心理臨床学科	120人	3人	486人
	人間文化学科	50人	2人	204人		人間文化学科	50人	2人	204人
法学部	法律学科	70人	3人	286人	法学部	法律学科	60人	3人	246人
	法ビジネス学科	60人	2人	244人		法ビジネス学科	70人	2人	284人
合計		300人	10人	1,220人	合計		300人	10人	1,220人
附 則									
1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。									
2 平成24年度から平成26年度までの収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。									
学部	学科	収 容 定 員							
		平成24年度	平成25年度	平成26年度					
人間関係 学部	心理臨床学科	486人	486人	486人					
	人間文化学科	204人	204人	204人					
法学部	法律学科	256人	266人	276人					
	法ビジネス学科	274人	264人	254人					
合計		1,220人	1,220人	1,220人					